

北海道支部旅費規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は支部会務のため出張する支部役員、委員、班員及び支部学術企画に関わる講師等に支給する旅費交通費、およびweb参加等で旅費を必要としない場合に支給する会議費について定める。

(基本事項)

第2条 旅費交通費は最も経済的な通常の経路および方法に準じ、別途定める旅費により計算する。ただし、天災その他止むを得ない理由により算定し難き場合には、その経路および方法によって計算する。会議費は、通信に掛かる費用ならびに通信機器および情報端末等の使用料の一部として支給するものである。

(旅費交通費の種類)

第3条 旅費の種類は次のとおりとする。

- (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- (2) 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- (3) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
ただし、事前に「航空機利用申請書」を提出し、出張後すみやかな「当会宛（個人名不可）の領収書」と「搭乗証明書」の提出がある場合に限る。
- (4) 車 賃 鉄道旅行以外の陸路旅行について実費額により支給する。
- (5) 宿泊料 旅行中の泊数に応じ 1 夜あたり 10,000 円を支給する。
- (6) 雑 費 旅行中の日数および滞在日数に応じ 1 日あたり 3,000 円を上限として支給する。

第2章 細則

(運賃の算定)

第4条 鉄道賃の算定に際し、次のとおり付加支給する。

- (1) 片道100km以上の場合、特別急行料金。

(キャンセル料の取扱い)

第5条 予期せぬ事態により、会務のための出張を取りやめた場合に生じる旅費交通費のキャンセル料について、次の通り支給する。

- (1) 3親等以内の親族の弔事の場合、全額を支給する。ただし、第2条ならびに第3条に定める旅費交通費を超えて支給しない

(2)前号の他, 特別に配慮すべき事由が生じた場合, 副支部長が支部長と協議して支給額を決める.
(その他細目)

第6条 旅費交通費計算上の旅行日数は旅行のために要した日数による.

2. 旅行距離が片道400km以上ある地域へ日帰り出張をした場合の雑費は2倍とする.
3. 理事, 委員の市内交通費は, 第3条第6項の「雑費」に含むものとする.
4. 鉄道賃および航空賃に宿泊料が含まれる場合 (パック料金等) においては,
この金額に雑費を付加して支給する. ただし, この金額が第2条ならびに第3条に定める
旅費交通費 (雑費を含まず) を超える場合には, 適用しない.
5. 第3条の旅費は次のとおりとする. また, 移動手段は鉄道, 航空機, 船を優先とし, 必要に応じて
車両による移動を用いること.

旅費の種類	開催地と支給対象者の勤務地の関係	
	同一市町村	異なる市町村
交通費	0 円	鉄道賃・船賃 航空賃・車賃
雑費	1,000 円	3,000 円
宿泊料	0 円	10,000 円

- 6 所属施設などから旅費, 宿泊費の支給を受けている場合には適用しない.
7. 第3条の鉄道賃について, 往路の起点駅は勤務地所在の市町村のメイン玄関口駅とする.
ただし, 新幹線を利用する場合は勤務地所在の市町村の最寄りの新幹線駅とする.
また, 終点駅は開催地所在の市町村のメイン玄関口駅とする.
復路についても上記と同様の方法を用いる.
8. 第3条の宿泊料について, 前泊の場合, 会務開催時刻より30分前に終点駅に到着できる時刻を基準とし,
起点駅の乗車時刻が6:30より前になる場合に支給する. 後泊の場合, 会務終了時刻から30分後に
起点駅に到着できる時刻を基準とし, 終点駅の下車時刻が23:00より後になる場合に支給する.
また, 上記に限らず宿泊の申請を行うことができ, 役員会の承認を得た場合には宿泊料を支給する.

(特別支給)

第7条 特別の事由によりこの規程によることが困難な場合はその旅行の実情を調査し, 支部長の承認
を経て必要な旅費交通費を支給することができる.

2. 前項以外に会員が会務のために要した役務以外に特別の役務を与えた場合は, 支部長の決済を経て,
第3条(6)に加え, 1事業につき2,000円を上限として支給することができる.
3. Web参加等で旅費を必要としない状況において, 会議等に参加した場合には, 会議費として1会
議あたり2,000円を上限として支給することができる.

(特別支給の適用細則)

第8条 第7条(3)の適用は原則、本部に提出する支部事業計画に記載のものに限る。対象は事業を成立させるための一連の会議等ならびに事業当日の運營業務とする。支部事業計画に記載のないものについては、支部役員会の決議を必要とし、承認された場合に支給の対象とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程は支部役員会の決議により改訂することができる。

付則. この規程は2017年度より適用する。

2018年06月20日 一部改訂

2020年03月04日 一部改訂

2021年06月24日 一部改訂